

保険給付外のサービスについて（お知らせ）

当院では、入院される方等の利便性を考慮し、希望される方に下記のサービスを提供しております。
 なお、当該サービスは療養の給付と直接関係しないことから保険給付外となり、全額自己負担となりますのでご了承ください。

記

1 病衣貸付料 (なお、消費税が課せられない場合は、	1日につき 1日につき	90円 80円)
2 寝具貸付料（入院患者様以外の方が利用された場合）	1組1日につき (1泊2日の利用の場合は460円)	230円
3 健康診断料 (医科点数表に定める初診料、画像診断、その他実施した検査等の所定点数に100分の110乗じて得た点数に10円を乗じた額)		
4 予防接種料（※実施期間ありますので、詳細については窓口等で確認願います。）		
(1) 3歳未満 (2) 3歳未満（注射以外の方法） (3) 3歳以上～6歳未満 (4) 6歳以上	(使用した薬剤の購入価格+5,360円(1回目：2回目以降1,540円)×1.10) (使用した薬剤の購入価格+5,520円(1回目：2回目以降1,700円)×1.10) (使用した薬剤の購入価格+4,060円(1回目：2回目以降1,540円)×1.10) (使用した薬剤の購入価格+3,310円(1回目：2回目以降1,160円)×1.10)	
5 人間ドック料	1泊2日につき	67,100円
6 助産師外来で実施する妊婦健診・保健指導料	妊娠時1回につき 産褥時1回につき	4,500円 2,500円
7 乳房マッサージ料 (なお、消費税が課せられない場合は、	1回につき 1日につき	2,640円 2400円)
8 分べん介助料		
(1) 診療時間内 (2) 診療時間外（平日の午前6時～午前8時30分及び午後5時15分～午後10時） (3) 日曜日、祝日及び深夜（午後10時～翌日午前6時） (4) 多胎分娩の場合は、第2児以下1児につき上記該当料金の半額に15,000円を加えた額を加算		220,000円 230,000円 240,000円
9 子宮けい管熟化剤（腔内に留置するものに限る。）の投薬料	1回につき	(使用した薬剤の購入価格)
10 子宮内避妊器具挿入料	1回につき、（使用した器具の購入価格+初診料+27,000円）×1.10 ※麻酔を実施した場合は、医科点数表の所定点数の金額を加算	
11 子宮内避妊器具除去料	1回につき、（初診料+500円）×1.10 ※麻酔を実施した場合は、医科点数表の所定点数の金額を加算	
12 緊急避妊薬投薬料	1回につき、（使用した薬剤の購入価格+710円）×1.10	
13 ケミカルピーリング料	1回につき、（外来診療料+8,000円）×1.10	
14 リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料	1日1回につき	5,400円
15 セカンドオピニオン相談料	30分まで その後15分までごとに	11,000円 5,500円
16 巻爪（陥入爪）の超弾性ワイヤーによる治療料	1回につき（初診料（2回目以降：外来診療料）+1指につき100点+使用材料の購入価格）×1.10	
17 新生児・乳児管理料 分娩に伴わない入院した乳児等に係る衣類、おむつ及びミルク代等として（新生児等が入院した場合を除く。） (なお、消費税が課せられる生後1ヶ月を超える乳児の場合は、	1日につき 1日につき	7,200円 7,920円)
18 おむつ等貸付料（入院した新生児等に係るおむつ代） (なお、消費税が課せられる生後1ヶ月を超える乳児や一般患者の場合は、	1日につき 1日につき	530円 580円)
19 洗濯料 病院が提供する寝具、病衣以外で、入院患者様、入院患者様以外の方が利用した衣類の洗濯		
(1) タオル、まくらカバー、布団襟掛及び靴下等 (2) バスタオル及び肌着（毛製品を除く）類 (3) 敷布、布団カバー、浴衣、パジャマ及び毛製品の肌着類	各1件につき 各1件につき 各1件につき	180円 370円 570円
20 診療記録開示手数料	1件につき	2,200円
21 文書料		
(1) 個人健康診断に係るもの (2) 死亡診断書（死体検案書を除く。） (3) 診断書 ① 傷病等を証する簡単な診断書 ② 生命保険の給付に関する診断書及び自動車損害賠償責任保険の給付に関する診断書 ③ その他の診断書 (但し、国民年金・厚生年金用及び身体障害者手帳交付用の各診断書)	1通につき 1通につき 1通につき 1通につき 1通につき	3,300円 3,300円 3,300円 8,380円 5,500円
(4) 証明書 ① 交通事故に係る医療費証明書 ② 診療内容の明細を記載した医療費証明書 ③ その他の証明書	1通につき 1通につき 1通につき	3,300円 3,300円 1,100円
(5) 検案書 ① 死体検案書（変死体検案書を除く。） ② 変死体検案書	1通につき 1通につき	5,500円 11,000円
(6) 診療記録の開示文書の写し（両面の場合は×2）	1枚につき	白黒 10円 カラー 40円

22 送付手数料	1回につき	(送付に要する費用+430円)×1.10
23 死体処置料	1体につき	7,700円
24 死体検案料	1体につき	22,000円
25 核医学検査を行わなかった場合の薬剤負担額	1回につき	(破棄した薬剤の購入価格) ※患者様の都合によりキャンセルとなった場合に限る。

26 選定療養に関する事項

(1) 特別室料(1日につき)

当病院では、個室希望される患者様に次に掲げる特別室を用意しております。

	料金(1日)	部 屋 番 号
個 室	12,100円	818号
個 室	6,270円	308号、618号、720号
個 室	5,500円	310号、617号、718号
個 室	3,850円	305号、320号、321号、401号、402号、420号、421号、 605号、822号、823号
個 室	3,630円	303号、318号、416号、417号、418号、603号、622号、 623号、707号、708号、803号、805号、806号、825号
個 室	3,520円	802号
個 室	3,410円	801号
2人室	1,650円	405号

(2) 紹介外初診時負担額・再診時負担額

当病院では健康保険法の規定に基づき、地域の医院・診療所との機能分担と連携を図るため、他の医療機関などからの紹介によらずに来院した場合は、

紹介外初診時負担金として 7,700円(消費税込み)

再診時負担額として 3,300円(消費税込み)

を初診時に負担していただいております。

ただし、次の患者様の場合は負担はありません。

- ①他の医療機関からの紹介状を持参した場合
- ②緊急性が高いと認められる場合(ただちに入院や手術等を要する場合、緊急やむを得ず、診療時間外、休日及び深夜に来院した場合)
- ③国の法律に基づき公費負担医療制度の受給対象者の場合
- ④県単独医療費助成事業の受給対象者の場合
- ⑤エイズ拠点病院を受診されるHIV感染者の場合

(3) 長期特定入院料

健康保険法の規定に基づき、入院期間が180日を超えて入院している患者様(難病等で入院されている方は除く。)で180日以降、引続き入院なされる場合は、長期特定入院料として次の料金を負担していただくこととなります。

課 税	一般入院料区分：急性期一般入院料4	2,410円
非課税	一般入院料区分：急性期一般入院料4	2,190円

(4) 医科点数表等に規定する回数を超えた診療

当病院では医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものにかかる療養費について、健康保険の一部負担金とは別に料金をお支払いいただいております。

下記の診療を行うためには、患者様からの実施の申し出により、次の条件に該当するかを医師が判断し、実施することが必要と認めた場合であって、患者様から実施についての同意を文章でいただくことが必要となります。

- ・検査にあつては、患者の不安を軽減する必要がある場合
- ・リハビリにあつては、患者の治療に対する意欲を高める必要がある場合
- ・精神科専門療法にあつては、患者家族の負担を軽減する必要がある場合

	診療内容	料金	算定基準
検査	α-フェトプロテイン(AFP)	1回につき 1,080円	悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を超えて実施した場合
	癌胎児性抗原(CEA)精密測定	1回につき 1,090円	
リハビリ	心大血管疾患リハビリテーション料(I)	1単位につき 2,260円	<ul style="list-style-type: none"> ・患者1人につき1日6単位を超えて行った場合(1単位=20分) ・標準的リハビリ実施日数を超えた場合で、1月13単位を超えて行う場合
	脳血管疾患等リハビリテーション料(I)	1単位につき 2,700円	
	廃用症候群リハビリテーション料(I)	1単位につき 1,980円	
	運動器リハビリテーション料(I)	1単位につき 2,040円	
	呼吸器リハビリテーション料(I)	1単位につき 1,930円	